

事務所だより

平成26年5月号

安藤社会保険労務士事務所
TEL 03-6206-2320

こんにちは。木々の緑が鮮やかな新緑の季節になりましたね。最近はや年齢のせいでも基礎代謝が落ちていることもあり、同じことをしていても体重が増えていく気がします。そこで朝はかなり前の駅で下車し、歩いて事務所まで行くように心がけています。大体45分程度遠回りをしながら歩くのですが、様々な景色を見たり、仕事の考え事をしたりするなど頭の整理をする上では良い時間となっています。また、カロリーもそれなりに消費できます。これが暑くなるとなかなか難しいと思うので今の心地よい季節を楽しみながら毎日をすごしたいと思います。 安藤 健一

Contents

- 消費税改定に伴う人事労務の確認事項
- 「レジェンド労働者」の育成！～労働者サポートの重要性～
- 事務所スタッフより

消費税改定に伴う人事労務の確認事項

4月1日より、17年ぶりとなる消費税の改定が行われました。この改定は一般消費者への影響が大きく、3月末には、増税前に買いだめをしておこうという人が一部のスーパーなどに大行列を作ったほどです。また、システムの変更やパンフレットの記載金額の修正など、企業においても負担が大きかったように思われます。

消費税改定は、もちろん人事労務においても無関係ではなく、以下に関連事項を取り上げますので、ご参照ください。



◇交通費精算

JR、私鉄、バスなど交通機関各社は料金改定を行っており、ICカード使用時にはこれまでにない1円単位の料金体系が発生しています。会社にとっては、交通費の精算をICカードの値段で行うのか、切符の値段で行うのかという問題が出てきました。これについては、事務処理の煩雑さとコストの問題を踏まえ、どちらかに統一する必要があるでしょう。また、3ヶ月や6ヶ月などの定期券で運用している場合は、従業員ごとに定期券の更新時期が違いますので、その都度、定期代の金額を改めて確認する必要があります。

◇交通費精算の規定の変更

上記の通り、支給内容に変更があった場合には、従業員に周知することはもとより、交通費の精算方法を会社規定に定めている場合は、規定を見直さなければなりません。

また、旅費規定や出張規定などの諸規定も実態と合っているか、ご確認ください。

◇賃金の昇給

消費税の改定により、従業員の生活には負担が強いられることとなります。消費税アップ分を従業員の賃金に反映させたいと考える経営者の方もいらっしゃるでしょう。

月々の賃金に上乘せするという考え方が一般的ですが、処理上の煩雑さは否めない部分もあるので、賞与を支給しているということであれば、賞与に上乘せするという方法も考えられます。従業員への配慮と、後述の社会保険料との兼ね合い等にも留意しなければなりません。

◇社会保険の月額変更

社会保険料については、月々の賃金の固定的な手当に変動があり、かつ、現在の保険料の



等級と2等級以上の変動があった場合に等級の見直しをします。

既述の交通費の変動、月額賃金(手当等含む)の昇給は固定的な賃金の変動として月額変更の対象となる可能性があり、昇給の有無、月々の時間外手当の有無などにより、月額変更に該当するかを確認する必要があります。

以上の通り、労務の分野でも消費税改定による影響は少なからずあります。改正から間もなく1ヶ月が経過するところではありますが、上記の対応について今一度ご確認ください。

「レジェンド労働者」の育成！ ～労働者サポートの重要性～

少し前のお話となりますが、ソチ冬季オリンピックが2月13日に閉幕しました。日本人選手の活躍も記憶に新しいところですが、なかでも五輪7大会連続出場の葛西紀明選手が、ジャンプ男子ラージヒルで銀メダルを獲得したことが印象に残っているという方も多いのではないのでしょうか。なお、41歳での表彰台は冬季五輪の日本選手最年長とのこと。

そして、いつしか葛西選手は「レジェンド～伝説～」と称賛されることとなりました。日本のスポーツ界では、葛西選手のみならず、今、多くの「レジェンド」が活躍しています。例えば、テニスのクムル伊達公子選手(43歳)、サッカーの三浦和良選手(47歳)、プロ野球の山本昌選手(48歳)などです。40代のベテラン選手が、若い世代に交じって活躍している姿には、本当に感銘を受けます。

さて、スポーツ界では、40代選手は大ベテランとして位置づけられ、多くの同世代の選手は引退をしています。それゆえにその活躍が「レジェンド」などと評されるわけですが、一般サラリーマン(労働者)の世界では、いかがでしょうか？

平成26年2月の「年齢階層別労働者人口統計」を見ますと、年代ごとの内訳は下表のようになります。

15歳～24歳	460万人
25歳～34歳	1102万人
35歳～44歳	1380万人
45歳～54歳	1219万人
55歳～64歳	988万人
65歳以上	395万人

(総務省統計局調べ)

40代前後の労働者人口は、他の年齢層に比べて割合が高く、まさに働き盛りの年齢と言えます。この年代は、第二次ベビーブーム世代やバブル経済後期の新卒入社世代など、そもそも労働者人口が多い階層です。

いずれにしても、企業にとってこの世代の貢献は必要不可欠であり、まさに一人一人がレジェンドと称賛されるほどの「スーパー労働者」になることが期待されています。

企業としては、労働者自身の自己啓発によるスキルアップや企業貢献を期待するだけでなく、労働者が大きなモチベーションをもって仕事ができるよう労働環境の整備を行い、労働者が働きやすい職場、やりがいのある職場を構築しなければなりません。

例えば、具体的に企業が取り組むべきこととしては・・・

- 本人のキャリアアップにつながる教育訓練や研修体系制度の導入
- 人事評価、等級(処遇)制度など公平・公正な人事制度の導入
- 労働者が生き生きと働くための健康管理、メンタルヘルス対策 など

企業における労働者支援は雇用維持にもつながり、また、良い人材を育成していくことが企業の発展に寄与することは間違いありません。

スポーツ選手のレジェンド達も「自身の努力だけでここまで来た」とは言っていないのが注目すべきところです。皆一様に「周りのサポートがあってこそ」と言っています。

国の定年年齢の引き上げなどの施策により、65歳、70歳でも現役で働ける時代となるにつれ、40歳代は決して「ベテラン」ではなく、まだまだ夢と希望を持って働くことのできる世代だと言えます。

この世代に限らず、企業は、各年齢階層の労働者に見合った支援策を検討し、より良い企業文化の形成を目指し、より生産性を高めていくことが求められています。



教えて先生 まめ知識

「まめ先生」

Q & A

いつも元気な「まめ男先生」から今月もお知らせ豆知識。

今回は、1ページ目の『消費税改定に伴う人事労務の確認事項』に関連する豆知識をお伝えします。

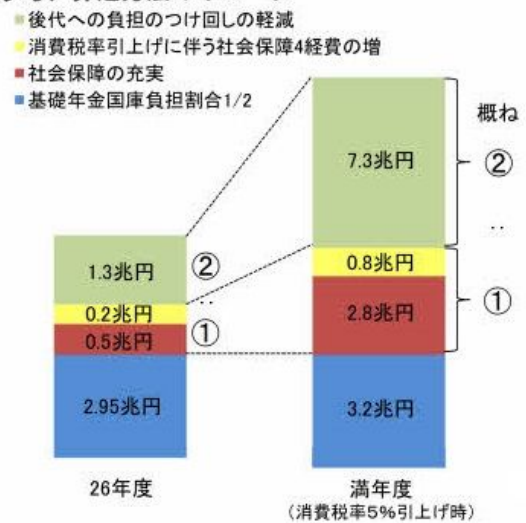
Q. 消費税増税分の財源は何に充てられるのですか？

A. 全て社会保障の充実・安定化に充てられます。

少子高齢化の進展により、現役世代の社会保険料などの負担が年々高まっています。社会保障の財源確保のために所得税や法人税の引き上げも考えられますが、その場合、現役世代の負担が更に増えることになってしまいます。そこで、特定の方に負担が偏らず、高齢者を含めた国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいとの理由から、税率引き上げとなりました。これにより、5兆円の増収が見込まれていますが、具体的には以下の財源に充てられます。

〈26年度消費税増収分の内訳〉		《増収額計：5兆円》
○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	2.95兆円	<p>(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。</p>
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	0.5兆円	
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.2兆円	
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保険費	1.3兆円	

(参考) 算定方法のイメージ



＜「社会保障の充実」の内訳＞

事項	事業内容	計 (注1)	(単位:億円)		
			国分	地方分	
子ども・子育て支援の充実	待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 (「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施)	2,915	1,348 (注3)	1,568	
	社会的養護の充実	80	40	40	
	育児休業中の経済的支援の強化	64	56 (注4)	8	
医療・介護の充実	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 (1) 消費税財源の活用による診療報酬の改定 (2) 新たな財政支援制度の創設(※)	353	249	105
		地域包括ケアシステムの構築 (認知症に係る地域支援事業の充実等)	544	362	181
	医療保険制度改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	43	22	22
		高額療養費制度の見直し	612	0	612
難病・小児慢性特定疾患への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等	42	37	5	
年金制度の改善	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	298	126	172	
合計		10	10	0	
		4,962	2,249	2,713	

※ 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 「保育緊急確保事業」の国分(1,043億円)は内閣府、保育所運営費の国分(304億円)は厚生労働省に計上。

(厚生労働省ホームページより引用)

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

5月5日は二十四節気の一つ「立夏」です。陽気も暖かになり木々にも道端にもいろいろな花が咲いています。今の時期、たくさんの種類の花が観られますね。チューリップ、すみれ、たんぽぽ、つつじ、さくら草、芝桜、藤、ハナミズキ、バラ、etc.

ハナミズキのピンクや白、花びらのように見えるのは「総苞」といってつぼみを包む葉の一種。本当の花はというと、ピンクや白の総苞の真ん中に集まった小さい房が花だそうです。

たんぽぽも、日本のたんぽぽと外来種のたんぽぽがありますが、外来種は黄色の花の下の緑のガクが下にさがっているものだそうです。最近はやellowたんぽぽのほうが多いそうですね。

そして、立春から数えて八十八日目、「八十八夜」は5月2日、茶摘みの季節でもありますね。お茶の産地では各地で「茶摘みの集い」が開かれています。お茶の新芽の緑が鮮やかです。

ガーデニングをしているご家庭も多くなりました。

5月は色とりどりの花、木々の緑、空の青がとても綺麗です。暖かくなった季節、ご近所でもあるいはお出かけ先で、木々や道端の花に目を留めてみてはいかがでしょうか

市原



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-14-7
日本橋ティュービル3階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください